呉市立中学校における
いじめ問題等事案に関する調査報告書

令和７年４月

呉市いじめ問題等調査委員会

はじめに

呉市いじめ問題等調査委員会（以下「委員会」という。）は、令和４年９月２７日付けにて呉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から呉市立[redacted]中学校におけるいじめ問題等事案についての調査・報告の依頼を受けました。委員会の目的は、呉市立[redacted]中学校で発生したいじめ問題等事案における事実関係を明確にするための調査を実施することです。委員会は、公平・中立の観点から調査を行い、議論を重ねました。

本報告書は４つの構成でできています。第１は、委員会における調査及び会議の経過等を表しました。第２は、委員会が検討のうえ認定したいじめ問題等を巡る事実の経緯について述べ、第３で、本件における学校の対応と問題点を指摘しました。第４では、学校の対応上の問題点について委員会からの意見を載せました。

今回の調査に当たっては、学校及び教育委員会には数多くの資料や記録等の提出、また調査を依頼し、また数多くの関係者にはたくさんの協力を依頼しました。協力していただいた皆さんに心より感謝いたします。

呉市いじめ問題等調査委員会

委員長　　向　笠　章　子

目　次

第１　委員会の調査及び会議

１　委員会の設置経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　委員会の構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　委員会会議の経過　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

４　委員会による調査の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

(1) 調査検討の対象とした事実（①ないし⑤）

(2) 調査検討に際しての聴取や資料について

(3) 参考とした資料

第２　委員会が認定したいじめに関係する事実について

１　法における「いじめ」について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

２　本件いじめ問題等事案に関係する事実（調査依頼事項１）・・・　９

(1) 検討事実①に関して認定した事実について

(2) 検討事実②に関して認定した事実について

３ [redacted]・・・・　１８

(1) [redacted]

(2) [redacted]

(3) 認定事実③を加えた検討

第３　当該生徒及び保護者への学校の対応について（調査依頼事項３）

１　調査検討の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

２　検討事実④に関して認定した事実について　・・・・・・・・・　２２

３　検討事実⑤に関して認定した事実について　・・・・・・・・・　２３

４　学校の対応における問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

(1) 児童Ａによる「いじめ」の対応

(2) [redacted]

(3) 学校がスクールカウンセラーに相談を引き継ごうとしなかったこと

(4) インターネット社会における対応の困難さ

(5) いじめアンケートに対する改善の余地

第４　学校の対応における上記の問題点に対する委員会の意見
１　児童Ａによる「いじめ」の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
２　[redacted]　２９
３　学校がスクールカウンセラーに相談を引き継ごうとしなかったこと　３０
(1) 小学校において
(2) 中学校において
４　インターネット社会における対応の困難さ　・・・・・・・・・・　３２
５　いじめアンケートの改善経緯の報告等　・・・・・・・・・・・・　３３
６　結語・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

【関係資料】

資料１　いじめ防止対策推進法

資料２　いじめの防止等のための基本的な方針

資料３　いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂前及び改訂後を含む）

資料４　呉市いじめ防止基本方針（改正前及び改正後を含む）

資料５　呉市いじめ問題等調査委員会条例

資料６　呉市いじめ問題検証会議設置要綱

資料７　呉市いじめ問題等調査委員会条例第２条第２号の調査の実施について（依頼）

資料８　児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（平成３０年１月２３日付文部科学省通知）

資料９　児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について（平成３０年８月３１日付文部科学省事務連絡）

資料１０　教師が知っておきたい子どもの自殺予防（平成２１年３月文部科学省作成）

資料１１　子供に伝えたい自殺予防　学校における自殺予防教育導入の手引（平成２６年７月文部科学省児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議作成）

資料１２　「呉市立中学校における死亡事案」について（概要）

資料１３　子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）［概要］

資料１４　子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）

第１　委員会の調査及び会議

１　委員会の設置経緯

委員会は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）を受けて制定された呉市いじめ問題等調査委員会条例（以下「条例」という。）に基づいて設置された教育委員会の附属機関である。

令和４年３月、条例が一部改正され、調査対象となる事態として、いじめの重大事態以外の学校管理下における様々な事故や自殺が疑われる死亡事故など市が設置する小学校、中学校等に在籍する「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事態であって、呉市教育委員会が調査委員会による調査が必要と認めるもの」が追加された（条例第２条第２号）。

委員会は、令和４年９月２７日付けにて教育委員会から「呉市いじめ問題等調査委員会条例第２条第２号の調査の実施について（依頼）」と題する書面（資料７）のとおり、「令和４年６月[redacted]日（[redacted]）午後２時３０分頃、ＪＲ呉駅の構内において生徒が列車に接触し、その後死亡が確認された」とする事態につき、当該生徒が通う呉市立[redacted]中学校ないし同年３月に卒業した[redacted]小学校において発生した可能性があるいじめ問題等の事案及び条例第２条第２号に規定する事態に関する調査及び報告の依頼を受けた。

かかる依頼のあった調査事項の内容については、事項１が「当該生徒に係るいじめの事実関係の調査及び検証について（小学校も含む。）」、事項２が「当該生徒の死亡に至る過程の検証について（小学校も含む。）」、事項３が「当該生徒及び保護者への学校の対応について（小学校も含む。）」である。この報告書は、上記依頼を受けて、上記の事態に関連する事実経緯と学校が行った対応について調査し、加えて、今後の本件に類似する事態の再発を防止すべく、学校が行った対応に関して委員会の意見を示すものである。

2　委員会の構成

委員会は、以下のとおり委員５名により調査及び審議に当たった。

区　　分	任期／委員名	
	令和４年７月１日～ 令和６年６月３０日	令和６年７月１日～ 令和８年６月３０日
学識経験者	向　笠　章　子	向　笠　章　子
弁　　護　　士	平　元　陽　亮	平　元　陽　亮
医　　師	水　馬　裕　子	水　馬　裕　子
臨床心理士	新　宅　千絵子	新　宅　千絵子
社会福祉士	二　川　英　二	豊　田　奈　未

3　委員会会議の経過

委員会の調査及び会議の日程とその概要は、以下のとおりである。

なお、委員会会議では複数の事案を並行調査している期間もある。

日付	会議	協議事項等
令和４年 ９月２７日	令和４年度 第４回	・教育長が調査依頼を手交
令和４年 １０月４日	令和４年度 第５回	・当該生徒の家族との面談
令和４年 １０月１３日	令和４年度 第６回	・調査方法の協議等 ・今後の協議の方向性
令和４年 １０月１８日	令和４年度 第７回	・調査方法の協議等 ・今後の協議の方向性
令和４年 １１月１７日	令和４年度 第８回	・調査方法の協議等 ・今後の協議の方向性
令和４年 １２月６日	令和４年度 第９回	・調査方法の協議等 ・今後の協議の方向性
令和４年 １２月１５日	令和４年度 第１０回	・調査方法の協議等 ・今後の協議の方向性

日付	会議	協議事項等
令和５年 １月１２日	令和４年度 第１１回	・調査方法の協議等 ・今後の協議の方向性
令和５年 １月３１日	令和４年度 第１２回	・調査方法の協議等 ・今後の協議の方向性
令和５年 ２月９日	令和４年度 第１３回	・関係教職員からの聴取（２名）
令和５年 ２月２１日	令和４年度 第１４回	・調査方法の協議等 ・今後の協議の方向性
令和５年 ３月９日	令和４年度 第１５回	・関係教職員からの聴取（２名）
令和５年 ３月２３日	令和４年度 第１６回	・関係教職員からの聴取（１名）
令和５年 ４月２０日	令和５年度 第１回	・調査方法の協議等 ・今後の協議の方向性
令和５年 ４月２７日	令和５年度 第２回	・調査方法の協議等 ・今後の協議の方向性
令和５年 ５月１６日	令和５年度 第３回	・調査方法の協議等 ・今後の協議の方向性
令和５年 ６月８日	令和５年度 第４回	・調査方法の協議等 ・今後の協議の方向性
令和５年 ６月２０日	令和５年度 第５回	・調査方法の協議等 ・今後の協議の方向性
令和５年 ７月４日	令和５年度 第６回	・調査方法の協議等 ・今後の協議の方向性
令和５年 ７月２７日	令和５年度 第７回	・調査方法の協議等 ・今後の協議の方向性
令和５年 ９月１４日	令和５年度 第８回	・調査方法の協議等 ・今後の協議の方向性
令和５年 ９月２８日	令和５年度 第９回	・調査方法の協議等 ・今後の協議の方向性
令和５年 １０月１０日	令和５年度 第１０回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和５年 １０月２６日	令和５年度 第１１回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和５年 １１月１６日	令和５年度 第１２回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性

日付	会議	協議事項等
令和５年 １１月３０日	令和５年度 第１３回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和５年 １２月４日	令和５年度 第１４回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和５年 １２月１１日	令和５年度 第１５回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和６年 １月１１日	令和５年度 第１６回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和６年 １月２２日	令和５年度 第１７回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和６年 １月２５日	令和５年度 第１８回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和６年 ３月７日	令和５年度 第１９回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和６年 ３月１４日	令和５年度 第２０回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和６年 ４月１１日	令和６年度 第１回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和６年 ４月１８日	令和６年度 第２回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和６年 ５月９日	令和６年度 第３回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和６年 ５月３０日	令和６年度 第４回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和６年 ６月１３日	令和６年度 第５回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和６年 ６月２７日	令和６年度 第６回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和６年 ７月４日	令和６年度 第７回	・委嘱状交付 ・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和６年 ７月１８日	令和６年度 第８回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性
令和６年 ９月５日	令和６年度 第９回	・調査内容に係る協議等 ・今後の協議の方向性

日付	会議	協議事項等
令和６年 １０月３日	令和６年度 第１０回	・ 調査報告書の作成に係る協議等 ・ 今後の協議の方向性
令和６年 １０月１０日	令和６年度 第１１回	・ 調査報告書の作成に係る協議等 ・ 今後の協議の方向性
令和６年 １１月７日	令和６年度 第１２回	・ 調査報告書の作成に係る協議等 ・ 今後の協議の方向性
令和６年 １２月１２日	令和６年度 第１３回	・ 調査報告書の作成に係る協議等 ・ 今後の協議の方向性
令和７年 1月１６日	令和６年度 第１４回	・ 調査報告書の作成に係る協議等 ・ 今後の協議の方向性
令和７年 1月３０日	令和６年度 第１５回	・ 調査報告書の作成に係る協議等 ・ 今後の協議の方向性
令和７年 2月１３日	令和６年度 第１６回	・ 調査報告書の作成に係る協議等 ・ 今後の協議の方向性
令和７年 3月１３日	令和６年度 第１７回	・ 調査報告書の作成に係る協議等 ・ 今後の協議の方向性
令和７年 4月１０日	令和７年度 第1回	・ 調査報告書の完成

4　委員会による調査の内容

(1) 調査検討の対象とした事実（①ないし⑤）

調査依頼事項１ないし３の依頼事項を協議検討するにあたっては、本件事態における当該生徒の家族からの申出内容を主として、学校関係者が把握する当該生徒を巡る小学校在籍時から中学校に入学し本件事態が発生するまでの経緯を把握するに努め、調査を開始したところ、委員会が検討対象とすべき大枠の事実として以下の５点を設定し、その事実の有無や具体的経緯を中心に、詳細な調査検討を加えることにした。

①　当該生徒が、小学校６年生の頃、児童Ａから「[redacted]」、「[redacted]」、「[redacted]」等と言われた経緯

②　当該生徒が、小学校６年生のときに、生徒ＢからＳＮＳで「[redacted]

[redacted]」と言われ、同じ頃、生徒Ｃと[redacted]と認識していたものの[redacted]、中学校入学後に[redacted]ものの断られ、断られた直後の頃に生徒Ｂから睨まれたり、指をさされて生徒Ｃと一緒になって笑われた経緯

③ [redacted]

④　当該生徒に対する小学校６年生のときの小学校の対応

⑤　当該生徒に対する中学校１年生のときの中学校の対応

以上の①ないし⑤の検討事実のうち、①及び②がいじめ問題等に関する事実認定の対象として調査依頼事項１に関連し、①ないし③が当該生徒の死亡に至る過程として調査依頼事項２に関連し、④及び⑤が当該生徒及び保護者への学校の対応として調査依頼事項３に関連した調査対象事項である。

(2) 調査検討に際しての聴取や資料について

調査検討に際しては、以下のとおり、はじめに当該生徒の家族からの事実等の聴取を行い、そして多くの関係資料等をもとにして慎重な調査検討を実施したものである。

調査検討した資料等は次のとおりである。

※　【教委】教育委員会作成、【学】学校作成、【家】家族作成

ア　事態発生からの時系列等の記録【教委】

イ　教職員からの聴き取り（令和４年６月[redacted]日～[redacted]日）【学】

ウ　アンケート

①　いじめアンケート用紙・回答書・集計（令和４年６月[redacted]日～）【学】

②　当該生徒に係るアンケート用紙・回答集約（令和４年９月２８日配付）【学】

③　[redacted]中学校全生徒から回収したアンケート回答書【教委】

④　私立中学校へ進学した児童や県外へ転出した児童のアンケート回答

書・集計【学】

エ　家族との連携に係る記録

①　家族と教育委員会（面談）【教委】

②　家族と教育委員会（電話）【教委】

③　家族と[redacted]中、[redacted]小（電話、来校）【学】

オ　警察からの照会及び回答【学】

カ　当該生徒に係る生活の記録等【学】

キ　学校から家族へ渡した記録等【学】

ク　家族から提供されたＳＮＳに係る資料【家】

ケ　母のメモ（小１～中１の内容）【家】

コ　[redacted]小学校６年[redacted]組の出席簿（令和３年度）【学】

サ　いじめの１，０００人当たりの認知件数（令和４・５年度）【教委】

シ　呉市内における「いじめの認知件数」（令和２～５年度）【教委】

(3) 参考とした資料

ア　公益財団法人日本小児科医会　第２４回「子どもの心」研修会　前期講演集（２０２２年5月７日（土）・８日（日））

イ　「自殺とメディアの諸相　マスコミ効果研究から考える『自殺とメディア』」精神医学６３巻７号（２０２１年７月）

ウ　「コロナ禍における日本の児童思春期の自殺について」桝屋　二郎　精神神経学雑誌　第１２５巻第１１号（２０２３）

エ　「スクールカウンセラーが集団守秘義務のもとで抱く葛藤」井芹　聖文『就実論叢』第５１号　抜冊　就実大学・就実短期大学（２０２２年２月２８日　発行）

オ　令和６年３月４日（月）中国新聞朝刊「いじめ認知件数に疑問の声」

第２　委員会が認定したいじめに関係する事実について

１　法における「いじめ」について

委員会が調査すべきいじめ問題等事案に係る「いじめ」とは、法２条によって「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

そして、いじめ問題等事案に対する国の基本方針がまとめられた「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）第１の５項（いじめの定義）においては、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。」として「いじめ」該当性に係る判断の指針を示している。

こうした法及び国の基本方針からすれば、被害を受けた当該児童生徒と「一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」が認められる場合、一般的にいじめと考えにくい様に一見する行為であろうとも当該児童生徒が心身の苦痛を感じるなどの「心理的又は物理的な影響を与える行為」であれば、限定されることなく、広く、法に規定される「いじめ」に該当するものとして考えるべきものといえる（以上の概念に係る参考資料として「学校のいじめ対策と弁護士の実務（予防・初期対応から第三者委員会まで）」青林書院１２３頁以下を参照した。）。

本件事態においても、法により明示された上記の指針等に従って、まずは「い

じめ」に該当するかの視点を中心にして検討を行うことにする。

2　本件いじめ問題等事案に関係する事実（調査依頼事項１）

本件につき調査を進め、議論及び検討を重ねた結果、本件いじめ問題等事案における「当該生徒に係るいじめの事実関係の調査及び検証について（小学校も含む。）」とする調査依頼事項１に関係性を有する事実として、上記検討事実①及び認定事実②を検討した結果、委員会が認定した事実の経緯は、以下の①及び②のとおりである。

(1) 検討事実①に関して認定した事実について

ア　当該生徒が、小学校６年生の頃、児童Ａから「[redacted]」、「[redacted]」、「[redacted]」等と言われた経緯（検討事実①）に関しては、以下の認定をする。

イ　認定事実①

生徒アンケートの複数の回答によると、当該生徒は、小学校６年生の頃、児童Ａから「[redacted]」、「[redacted]」、「[redacted]」、「[redacted]」と複数の児童がいる前で大きな声で言われることがあった。当該生徒にはリストカットをした記録はなかったが、小学校は、同学年の女子児童について、リストカットによる自傷行為が多いという印象をもっており、同学年の傾向として通常の学年よりも自死に対する興味関心が当該生徒を含む児童全体にわたって身近なものであったといえる状況であった。

なお、小学校は、児童Ａを含む学年全体として落ち着きがない児童が多く、個別対応を要する児童が多いと捉えており、児童Ａを含む対応が必要な児童へ注力していたものの、その周辺の児童への影響までを把握するには至らなかった。

ウ　いじめの該当性

認定事実①については、「児童等」である当該生徒が、「当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等」である児童Ａから、「[redacted]」、「[redacted]」、「[redacted]」、「[redacted]」と複数の児童がいる前で大きな声で言われたことは、「心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」を受けて「心身の苦痛を感じているもの」と評価されるものであり、法にいう「いじめ」に該当するものと判断する。

(2) 検討事実②に関して認定した事実について

ア　当該生徒が、小学校６年生のときに、生徒ＢからＳＮＳで「[redacted]」と言われ、同じ頃、生徒Ｃと[redacted]と認識していたものの[redacted]、中学校入学後に[redacted]ものの断られ、断られた直後の頃に生徒Ｂから睨まれたり、指をさされて生徒Ｃと一緒になって笑われた経緯（検討事実②）に関しては、以下の認定をする。

イ　遺されていたＳＮＳでのやりとり

検討事実②を検討するにあたっては、次に示すＳＮＳに遺されていた資料の検討が重要な意味を持つものと考えられたことから、当該生徒が発信した内容ないし受信した内容を時系列にして整理した。

(ｱ) 検討したＳＮＳの資料について

委員会では、当該生徒が、生徒ＢないしＧ、「[redacted]」というアカウント名の者及び「こころのライン相談@広島県」との間で、小学校５年生の１１月から本件事態が発生するまでの期間に利用していた、ライン、ツイッター、インスタグラム及びゲーム内のチャットのやりとりの履歴を資料として、検討の上、協議した。当該資料の中で、検討事実②の認定に関係するやりとりは、以下の通りである。

(イ) ＳＮＳのやりとりの記録（内容は原文のママ）

【小学校５年生】

年	月	日	時刻	相手	やりとり、概要
R2	11	2	21:41～	生徒Ｆ	[redacted]

【小学校６年生】

年	月	日	時刻	相手	やりとり、概要
R3	7	9	17:44～	「[redacted]」	[redacted]
R3	7	11	1:56～	「[redacted]」	
R3	7	15	22:19～	「[redacted]」	
R3	7	24	4:10～	「[redacted]」	[redacted]
R3	7	28	12:30～	「[redacted]」	
R3	7	29	4:32～	「[redacted]」	
R3	8	3以前	不明	生徒Ｅ	
R3	8	3	23:42～	生徒Ｂ	

年	月	日	時刻	相手	やりとり、概要
					[redacted]
R3	8	4	21:51～	生徒E	
R3	8	5	8:21～	生徒E	
R3	8	5	22:37～	「[redacted]」	
R3	8	18	6:32～	「[redacted]」	[redacted]
R3	8	28			
R3	9	7	20:23～	生徒B	
R3	9	8	15:45～	生徒B	

年	月	日	時刻	相手	やりとり、概要
R3	9	9	1:08～	「[redacted]」	[redacted]
R3	9	13	17:38	生徒B	[redacted]
R3	9	18	22:33～	生徒B	[redacted]
R3	9	18	23:33～	生徒D	[redacted]
R3	9	26	0:02	生徒D	[redacted]
R3	9	26	20:26～	こころのライン相談@広島県	[redacted]
R3	9	28	19:41	こころのライン相談@広島県	[redacted]
R3	9	30	16:35～	こころのライン	[redacted]

年	月	日	時刻	相手	やりとり、概要
				相談@広島県	[redacted]
R3	12	8	18:04～	「[redacted]」	
R3	12	9	16:39～	「[redacted]」	
R3	12	12	5:11～	「[redacted]」	[redacted]
R3	12	12		生徒C返信【ツイッター】	
R4	1	1	12:03～	「[redacted]」	
R4	1	9	20:40～	「[redacted]」	
R4	1	10	5:50～	「[redacted]」	
R4	1	15	16:35～	こころのライン相談@広島県	
R4	1	16	19:05～	こころのライン相談@広島県	

年	月	日	時刻	相手	やりとり、概要
					[redacted]
R4	3	11	21:06～	「[redacted]」	
R4	3	24	17:27～	「[redacted]」	

【中学校１年生】

年	月	日	時刻	相手	やりとり、概要
R4	4	8	16:53～	生徒B	[redacted]
R4	4	10	20:21	生徒B	
R4	4	21	20:31～	生徒B	[redacted]
R4	4	23	17:58～	生徒B	
R4	5	2	6:33～	生徒G	
R4	5	3	23:02～	生徒C	

年	月	日	時刻	相手	やりとり、概要
R4	5	22	17:46～	生徒Ｂ	[redacted]
R4	5	26 か 27			
R4	5	29			
R4	5	30	22:21	生徒Ｃ	

当該生徒のＳＮＳでのやりとりは以上のとおりであり、遅くとも小学校５年生の１１月頃にはＳＮＳを利用しており、小学校６年生の７月からは[redacted]自死に関することまでの話題を含む具体的なやりとりを行いはじめた。そして、この頃から、当該生徒は、生徒Ｂ及び生徒Ｃとの関係においても苦悩や焦燥を重ねていき、その後、本件事態に至ったことがうかがえる。こうした前提となる経緯を踏まえて、検討を続ける。

ウ　認定事実②

(ｱ) 前提としての生徒Ｃとの関係性

当該生徒のスマートフォンに遺されたラインやゲーム内チャットなどのデータによると、当該生徒は、生徒Ｃへの[redacted]を有し、小学校６年生の１０月頃から生徒Ｃとの間で毎日通話し、[redacted]

と認識していたことがうかがえる。

しかし、小学校６年生の３月頃に[redacted]が終了し、同じ中学校に進学したものの、当該生徒は、住所が徒歩通学の対象区域内にあったが、バス通学を希望し、生徒Ｃと通学方法が重ならないなど接点が減少していた。

令和４年５月３日、当該生徒は、生徒Ｃとのラインの中で[redacted]を示したものの、生徒Ｃから明確に断られていた。

それでも、令和４年５月３０日、当該生徒は、生徒Ｃと一緒に遊んでいたゲーム内のチャットの中で独白のように[redacted]を遺している。

(ｲ) 生徒Ｂの言動

生徒Ｂは、当該生徒とは保育所からの幼なじみであったものの、別々の小学校に入学したことから、小学校入学後からは関わりがなくなった。

もっとも、共通の友人の仲介にて、小学校６年生のときにラインでのやりとりを開始し、再び関わるようになった。

ラインでは、お互いに精神的に不安定な感情や希死念慮に関するやりとりが多数なされた。しかし、両者の関係は不安定で、令和３年８月上旬、生徒Ｂが当該生徒に対して「[redacted]」と言うなどしたことから、けんか別れになった。

もともと異なる小学校に在籍していたが、同じ中学校に入学することになったことから、令和４年４月８日、ラインでのやりとりを再開するといった生徒Ｂから当該生徒に対する関係改善への意向が示され、当該生徒は、[redacted]である生徒Ｃを生徒Ｂに紹介し、生徒Ｃと生徒Ｂは仲良くなった。

しかし、生徒Ｃと生徒Ｂが接近したことから、再び当該生徒と生徒Ｂの関係性が不安定に陥った。そして、令和４年５月、当該生徒は、生徒Ｂから廊下で通り過ぎる際に睨まれたり、体育祭の練習の際に生徒Ｂから指をさされて、生徒Ｂと生徒Ｃに一緒になって笑われたりした。

ただし、指をさして笑ったことについて、生徒Ｂは「[redacted]」と指をさして生徒Ｃと笑っただけだと説明していた。

なお、生徒Ｂは、本件事態発生直後にクラスメイトや教職員等に対して「[redacted]」と述べ、動揺していた。

エ　いじめの該当性

認定事実②については、「児童等」である当該生徒が、「当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等」である生徒Ｂから、ライン上で「[redacted]」、「[redacted]」と言われたり、ライングループから一方的にブロックされる等したやりとり（前述のＳＮＳのやりとり）、廊下で通り過ぎる際に睨まれたり、体育祭の練習の際に指をさされて生徒Ｃと一緒になって笑われたりしたことは、「心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」を受けて「心身の苦痛を感じているもの」と評価されるものであり、法にいう「いじめ」に該当するものと判断する。

3　[redacted]

(1)　[redacted]

(2)　[redacted]

[redacted]

(3) 認定事実③を加えた検討

ア　本件事態と認定事実①及び③との関係性

当該生徒のスマートフォン内に遺されたラインを含むアプリでのやりとりからすると、小学校６年生のときから、「[redacted]」というアカウント名の友人（特定不能）との間で深い希死念慮を示すやりとりがあり、また「るるちゃんの自殺配信」を含む自死関連の映像等のウェブサイトを閲覧していた形跡があること、「こころのライン相談@広島県」に「学校の友達に傷つけられることがあります。」と言って相談していることから、当該生徒には、遅くとも小学校６年生の時期には、学校の友達との関係で精神的な苦痛を感じていたこと、加えて自死に対する興味関心があったものと認められる。

自死の要因については、一般に複数の要因が複雑に絡み合っていると言

われており、相応の期間を持って醸成されることを鑑みると、過去のものであるからという理由をもって関係性を除外することは相当ではなく、小学校６年生の同じ時期に発生した認定事実①が、当該生徒の希死念慮の形成の始まりに少なからず影響を与えていたものと判断する。

すなわち、委員会は、認定事実③の有無に関わらず、本件事態と認定事実①の「いじめ」の事実との間には希死念慮の形成に係る環境の発端を醸成したといった関係性が認められるものと判断する。

イ　本件事態と認定事実②及び③との関係性

認定事実②については、前述のとおり「いじめ」と認定したものであり、当該生徒のスマートフォンに遺されたデータからすると、[redacted]は真剣なものであり、[redacted]を打ち明けたのは、生徒Ｂのみであった。

当該生徒は、生徒Ｂとラインでお互いに精神的に不安定な感情や希死念慮に関する内心をやりとりするような関係性があったためか、[redacted]を生徒Ｂにのみ打ち明けたものとうかがえる。

そうであったにもかかわらず、当該生徒は、生徒Ｂからライン上で「[redacted]」と言われたり、生徒Ｂから廊下で通り過ぎる際に睨まれたり、体育祭の練習の際に生徒Ｂから生徒Ｃと一緒になって笑われたりするに至った。

当該生徒は、生徒Ｂに関連するこうした経緯（ただし、[redacted]を除く）について、中学校の担任教諭に相談もしている。

また、認定事実②に関連して、上記で示したとおり、当該生徒は、本件事態発生１か月余り前である令和４年５月３日、生徒Ｃとのラインの中で[redacted]を示したものの生徒Ｃから明確に断られていた一方で、生徒Ｃと一緒に遊んでいたゲーム内のチャットの中で独白のように[redacted]を遺していた。

当該生徒は、生徒Ｃを[redacted]、[redacted]を打ち明けていた生徒Ｂから廊下で通り過ぎる際に睨まれたり、体育祭の練習の際に生徒Ｂから指をさされて、生徒Ｂと生徒Ｃから一緒になって笑われるといった心を深く傷つけられる「いじめ」を受けていたものである。また、生徒Ｂにおいても、本件事態発生直後から「[redacted]」とクラスメイトや教職員等に述べ、自身の言動に対する責任を感じていた。

ここで認定事実③に関して検討すると、当該生徒が令和４年５月２９日に、「中学校ってもっと楽しいかと思った」「学校つらすぎ」[redacted]「大人なんて死のうとしたら綺麗事しか言わない」「６月の真ん中ぐらいにしにたい」とツイッターにコメントを遺している。[redacted]結果として認定事実②における当該生徒の苦悩が解消されなかったことを示している。

当該生徒は、認定事実①ないし③を含む環境要因のもとで希死念慮を抱いたまま小学校を卒業し、認定事実③の有無に関わらず、中学校１年生になって間もなく発生した認定事実②の中の出来事によって、従前から有していた希死念慮をより一層強めた。そして、本件事態が発生した。[redacted]が叶わなかった喪失感に加えて、当該生徒と生徒Ｃに関連するいじめと評価できる言動を生徒Ｂから受け、孤立感を深め、自死を決意した契機になったという関係性が認められる。

第３　当該生徒及び保護者への学校の対応について（調査依頼事項３）

１　調査検討の対象

当該生徒及び保護者への学校の対応について調査検討するにあたって、当該生徒に対する小学校６年生のときの小学校の対応（検討事実④）及び当該生徒に対する中学校１年生のときの中学校の対応（検討事実⑤）について検討する。

2　検討事実④に関して認定した事実について

当該生徒に対する小学校６年生のときの小学校の対応（検討事実④）に関しては、以下の認定をする。

当該生徒は、小学校６年生のときには、認定事実①及び認定事実②における生徒Ｂとの間でのＳＮＳ上の諍いや生徒Ｃとの[redacted]に関しては、学校に相談をしていない。

一方で、当該生徒は、認定事実③については、小学校６年生の卒業直前である２月に保健室にて養護教諭に相談している。そして、[redacted]

養護教諭においては、当該生徒から認定事実③に関する相談について、[redacted]両親に伝えていない。もっとも、養護教諭の判断は、単独ではなく、管理職判断に従ったものであった。また、学校がスクールカウンセラーに相談しようとした形跡も、学校から当該生徒をスクールカウンセラーにつなごうとした形跡もない。

同年２月２８日以降、当該生徒が保健室には来なくなり、同年３月１９日の卒業式の日に当該生徒から、相談へのお礼等が記載された手紙を受け取ったことから、養護教諭は、当該生徒が元気に回復したと認識した。そのため、卒業という区切りを迎え、小中学校間で情報共有する際に、当該生徒における認定事実③に関して仔細を欠く引継ぎとなった。なお、小学校から中学校に対する児童の情報に関する引継ぎが行われた日は、卒業式後の３月２８日であった。

小学校においては、当該生徒の所属する学年の女子児童においてリストカットする者が多いなど自傷行為をし、自死に対する興味・関心が見られる児童が多い学年であることを把握しており、養護教諭が６年生の女子児童に対しＳＯ

Ｓを出すことの大切さや命についての学習を特別に実施していたものである。

3　検討事実⑤に関して認定した事実について

当該生徒に対する中学校１年生のときの中学校の対応（検討事実⑤）に関しては、以下の認定をする。

当該生徒は、認定事実②のうち、生徒Ｂから廊下で通り過ぎる際に睨まれたり、体育祭の練習の際に生徒Ｂから指をさされて、生徒Ｂと生徒Ｃに一緒になって笑われたりしたことについて、５月３１日に中学校の担任教諭に泣きながら相談している。

担任教諭においては、当該生徒から認定事実②に関する相談について、[redacted]両親に伝えるべきとは思っていたものの、結果的に両親に伝えていないまま本件事態が発生したものである。

中学校の養護教諭によると、小学校と中学校の間で、この学年にリストカットする女子生徒が多いこと、その女子生徒のケアに対する課題につき情報共有とともに連携がなされていたところであり、当該生徒に関しても、認定事実③に関しては、他の生徒と比較して多くの連携がなされていた経緯が確認された。

もっとも、中学校においても、上記のような情報共有により、自傷行為をし自死に対する興味・関心が見られる生徒が多い学年であることを把握していたものの、その理由や生徒らが自死に関連するウェブサイトの閲覧やＳＮＳ上のやりとりに集中していないか注意を傾けるなどの対応を行った形跡は見当たらない。

本件では、中学校の担任教諭は、当該生徒と認定事実②に関連する相談を行ったところ、当該生徒が涙を流しながら、[redacted]

学校としては相談があった時点においていじめとは認識していなかったこと、見守りと必要に応じた継続した指導をしていくことを確認していたことが挙げられる。

ただし、担任教諭の判断は単独ではなく、管理職の判断に従ったものであった。

4　学校の対応における問題点

(1) 児童Aによる「いじめ」への対応

児童Aはお調子者でやんちゃな、誰に対しても悪口を言う児童であると評価されていた。そのため、小学校では、児童Aに対してしばしば指導がなされていた。

また、本件事態発生後に行われた生徒のアンケートには「クラスの色々な人をからかっていた。」や、認定事実①で示した当該生徒に対する悪口に係る回答が複数あり、中学校からも、言動が気になるところがあり、解決すべき課題が多いと評価されていた。小学校においては、このような傾向を有する児童Aに対して、計画的な個別支援にまでは至っておらず、担任教諭の個別対応に委ねられていた。その結果、児童Aの具体的な言動が周囲の児童らに与える影響にまで配慮することが不足してしまった。

(2) [redacted]

ア [redacted]

[redacted]

イ　中学校における対応

当該生徒は中学校に入学後の５月３１日に中学校の担任教諭に泣きながら相談している。相談内容は、認定事実②のうち、生徒Ｂから廊下で通り過ぎる際に睨まれたり、体育祭の練習の際に生徒Ｂから指をさされて、生徒Ｂと生徒Ｃに一緒になって笑われたりしたことである。この相談については、[redacted]いじめには該当しないという管理職の判断に従い、担任教諭から両親に伝えられていない。

ウ　提起されるべき問題等

小学校及び中学校ともに、当該生徒からの相談について、何を伝えてほしくないかという確認を行わないまま、相談した内容のみならず、相談があった事実も当該生徒の保護者に伝えられていなかった上に、伝えないとする判断や検討の場にスクールカウンセラーなどの専門家等が立ち会った形跡もなかった。

小学校及び中学校のこうした対応が適切であったものかどうかは検証されるべき問題点であるといえよう。

(3) 学校がスクールカウンセラーに相談を引き継ごうとしなかったこと

ア　小学校において

当該生徒における上記の養護教諭に対する相談について、学校がどのように対応するべきか、スクールカウンセラーに相談しようとした形跡も、当該生徒をスクールカウンセラーに引き継ごうとした形跡もなかった。

イ　中学校において

当該生徒における上記の担任教諭に対する相談について、学校がどの

ように対応するべきか、スクールカウンセラーに相談しようとした形跡も、当該生徒をスクールカウンセラーに引き継ごうとした形跡もなかった。

ウ　提起されるべき問題等

小学校及び中学校のこうした対応が適切であったものかどうかは、学校側とスクールカウンセラーとの間における円滑な個別の連携関係が構築できていたかも含め、検証されるべき問題点であるといえよう。

(4) インターネット社会における対応の困難さ

ア　ＳＮＳでのやりとりにおけるリスクの認識

ＳＮＳ上でのやりとりにおいては、短い文章で発信され、言い回しもストレートになりがちになり、感情が刺激されやすく、非言語的な情報も限定されてしまう。加えて、絵文字やスタンプだけのニュアンスを読み取らなければならず、深夜を含む２４時間何時でも発信でき、さらには、やりとりが可能なグループを作りグループからの一方的な排除も可能である。そして、発信者・受信者双方の感受性や個性などにより、正確なメッセージの交換が容易ではなく、行き違いにより不要な諍いを招く可能性さえ含んでいる。

児童生徒らにおいては、そうしたＳＮＳの特性についての理解や対応が、一般に十分には醸成されているとは言い難い状況にある。

イ　児童生徒らが閲覧できるウェブサイトの範囲

調査の過程で明らかになった事項として、児童生徒らが自殺配信などと称する自死関連サイトに興味を持ち、自死関連サイトの閲覧に傾倒している者がいる事実がある。リストカットなどを行う児童生徒らは、こうした自死関連サイトに影響を受けている側面があることも否定し得ないように見えた。

自死関連サイトは、インターネット上で制限・規制をすり抜けるようにアップされ、日々増え続けており、児童生徒らがこうした映像的な刺激が大きい自死関連サイトによって重大な影響を受けている事実は、看過し得ない問題である。

ウ　インターネット社会への理解の世代間格差

上記において、自死関連サイトの問題点を指摘したが、児童生徒らの親の世代においては、自死関連サイトが多数存在している事実や児童生徒らが自死関連サイトに興味を持ち傾倒している可能性がある事実をほとんど把握できていないのではないか、仮に親が自身の子らが自死関連サイトの閲覧をしていることを知っていたとしても適切な対応がなされていないのではないかと考えられる。

こうした事実は、自死関連サイトが、いかに未成熟な児童生徒らを惹き付け、場合によっては自傷自殺へ誘引し得るか、そうした影響力の大きさについて、親世代の理解が余りに乏しく、インターネット社会への理解の世代間格差の問題があることを顕在化させたものといえる。

エ　ＳＮＳ利用に対する学校の対応の困難さ

元来、ＳＮＳの利用は、通信に関わる私的なものであり、またスマートフォンなどの学校が貸与していない私的な端末を介在することによって、学校からは把握しにくいものである。

さらには、ＳＮＳの利用は主として学校外でなされるものであり、学校側に対して、どこまで実効性のある対応を求めるべきかは判断が難しい。

基本的には、学校外での生活についてまでは学校側に対応や責任を求めることは困難であり、限界があるのではないかとも考えられるが、学校も家庭も、現に存在しているこの問題については目をそらすことはできない。

(5) いじめアンケートに対する改善の余地

当該生徒、当該生徒の保護者及び他の児童生徒等における本件発生前に行われていたいじめに関する定例のアンケートにおいては、本件に関する「いじめ」に関連する出来事の記載が全く見受けられなかった。一方で、本件発生後に行われていたいじめに関する定例のアンケートにおいては、認定事実①及び③に関連する出来事の記載が２件寄せられていた。続いて、本件事態発生後の本件に特化したアンケートにおいては、認定事実①及び③に関連する出来事の記載が９件寄せられていた。

こうした本件発生前後における定例アンケートの記載が多いのか少ないのか、本件発生後の本件に特化したアンケートにおける多数の記載があった結果にいかなる意味があるのか検討すべきではないか、定例アンケートの用紙の書式や記入の求め方に改善の余地があるのではないかといった課題や問題点等を指摘せざるを得ない。

第４　学校の対応における上記の問題点に対する委員会の意見

１　児童Ａによる「いじめ」の対応

認定事実①で示したとおり、当該生徒は小学校６年生の頃、児童Ａから「[redacted]」、「[redacted]」、「[redacted]」、「[redacted]」と、他の児童がいる前で大きな声で言われることがあったことについて、生徒アンケートに複数の生徒が記載していた。

こうした認定事実①に関係する経緯について、教職員らは児童Ａの言動について個別のいじめ事案としては認識していなかった。その理由としては、普段から周囲の児童らに対して暴言を発する児童Ａを指導の対象とし、児童Ａの言動を抑えることばかりに気をとられてしまったことが挙げられる。

しかしながら、認定事実①に出てくるような酷い罵声が大きな声で、しかも

他の児童の面前でなされていたことからすれば、いわば児童Ａの指導のみに注視・限定されることなく、児童Ａの言動によって傷つく周囲の児童らの心情など周りへの影響を確認することやケアのほか「いじめ」に該当するのではないかといった検討や対応を忘れてはならなかったものと指摘せざるを得ない。

2 [redacted]

当該生徒は、小学校のときには認定事実③に関連する[redacted]の悩みを相談し、中学校のときには認定事実②のうち、生徒Ｂから廊下で通り過ぎる際に睨まれたり、体育祭の練習の際に生徒Ｂから指をさされて、生徒Ｂと生徒Ｃに一緒になって笑われたりしたことについて悩みを相談している。いずれの相談の際にも「両親には言わないでほしい。」との強い要望を述べている。

「両親には言わないでほしい。」という児童生徒の要望については、たしかに児童生徒との信頼関係構築や、相談できる関係を維持するために、両親に言わない約束を一旦するという考えもあり得るところである。

しかし、両親に伝えないまま継続する相談には限界があり、解決に繋がらない可能性があり、相談の継続性も不安定である。

そもそも、両親に伝えてほしくない範囲はどこまでか、保健室に訪れたことなのか、悩みがあることなのか、それとも相談内容だけであるのか、その発言の中には様々な趣意が予測されるものであり、相談や解決への支援を継続していくためには、それらを丁寧に聴き取り、両親とわずかでも情報を共有する工夫が必要であったと考えられる。「両親に言わないでほしい。」との要望には、通常の相談よりも深刻な原因や背景がある場合もあり、そうした要望があること自体、相談を慎重に扱わなければならない徴憑ではないかと考えられるのである。

[redacted]

[redacted]

しかしながら、当該生徒における「両親に言わないでほしい。」との要望については、養護教諭は管理職判断に委ね、様子を見守る（すぐには両親には伝えない）との結論が出された過程には担任教諭が含まれていなかったものであるし、慎重な議論がなされた形跡も見当たらない。また、養護教諭と管理職の他にスクールカウンセラーなどの専門家に相談がなされた形跡も見当たらない。

「両親に言わないでほしい。」という要望に対し、それを受け入れるにあたっては、より一層の見守りの必要や責任が生じるため、極めて慎重に検討すべきである。その悩みを継続して共有できる相談先に繋がるまでは、常に、両親と情報共有するという判断を残しておく必要があるとともに、繋がった後にも両親との情報共有の可能性については検討するよう、意見する。

3　学校がスクールカウンセラーに相談を引き継がなかったこと

(1) 小学校において

小学校において、当該生徒は、[redacted]養護教諭の相談メモを見る限り、他の児童の相談と比較して明らかに相談内容及び文章量が異なっており、養護教諭においては特に懸念するべき状況であると認識していたことがうかがえる。

[redacted]

この様に繊細な対応が必要になる相談について、管理職が学校だけで対処するという判断を行ったことについては、委員会として疑問を差し挟まざるを得ない。家庭や家族に関する問題について、学校内で把握し解決することには限界があるため、スクールカウンセラーを含む、より専門的なあるいは多様な立場での相談対応に繋がるよう、学校だけで抱え込まず児童生徒に対応すべきであったと意見せざるを得ない。

(2) 中学校において

中学校においては、上記にて触れたとおり、認定事実②における、廊下で通り過ぎる際に睨まれたり、体育祭の練習の際に指をさされて笑われたりしたことについての相談がなされたことに対して、これらをいじめとは認識していなかったものである。

睨まれたり笑われたりといった行為自体でなく、それを泣いて相談してくるといった態様や昨今のインターネット社会における学校では見えてこない対人交流の在り方も考慮すると、中学校におけるいじめの該当性判断は、やはり正しかったものとは言い難く、相談内容に対して的確な評価がなされて

いなかったものといえる。その結果として、学校がスクールカウンセラーに相談することにすら至らなかったのであろうとうかがえる。

そもそも、中学生になって認定事実②のような、睨まれたり笑われたりしたことについて泣きながら相談したことに一定の違和感を持つべきである。中学生が担任教諭に対して泣きながら相談する内容が同級生から睨まれたり笑われたりしたことにとどまるということには一定の違和感や疑問が生じるのである。その相談の言葉だけではなく、例えば、学校生活における人間関係のみならず、ＳＮＳ、学校からは見えない人間関係が前提として存在しているのでないか、疑問に感じるべき契機にあったと思われる。もちろん、学校のみでは、こうした疑問について気が付かないこともあり得るであろう。そうだからこそ、学校では本件のような事案については、スクールカウンセラーなどの専門家や外部の相談機関と積極的に連携して、学校だけで事案の問題を抱えて判断することのないよう対処するべき場合があると考える。

そのためにも、学校がスクールカウンセラーに相談することのハードルを下げ、スクールカウンセラーをより積極的に活用するべきではないか、中学校に進学した４月の間に小中連携のメモ等記録をスクールカウンセラーと共有し、生徒との面談等のスケジュールや方針についてもスクールカウンセラーに意見してもらうことが入学初期段階では望ましいのではないか、スクールカウンセラーが配慮を要する生徒と認識していれば、また異なった対応がなされていたのではないかと意見するものである。

4　インターネット社会における対応の困難さ

インターネットが進化していくにつれ、上述の様なＳＮＳ利用上のリスク、閲覧可能な自死関連サイト等の重大な影響のあるウェブサイトが日々大量にアップロードされている現実、そして親や教職員の世代がこうした現実に追いつけていないこと、学校外でのインターネット利用に対する学校の対応の困難さ

が明らかになってきた。

自死関連サイト等では、自殺、自傷、暴力、薬物そしてオーバードーズなどのテーマをいわば美化する様な動画を種々の映像や音楽に乗せて閲覧できる様にしており、ユーチューブのサイトによっては数十万回も再生されているものも珍しくない。こうした動画サイトの閲覧により、多感な児童生徒の年齢層が多様な影響を受けてしまうことは想像に難くないものの、再生回数が経済的利益を生む動画サイトにおいては、自浄作用を期待することもできない。

そのため、自死関連サイト等多様な影響を生み出すサイトが日々大量にアップロードされている現実、ＳＮＳ上のやりとりにてすれ違いが発生しトラブルが起きている現実などについては、それらの存在が児童生徒の身近にあることを前提にして共存することについての教育が必要となってくる。

しかしながら、親や教職員の世代においては、こうした状況に対応できているとは言い難い。インターネットというツールは、今後も親や教職員の想像を超えて進化していくものであり、日々情報を集め対応を検討しなければならない。

こうした努力は、学校だけではなく、親にも必要とされるものであり、また学校にだけ責任を負わせることもできないものである。社会の理解と共通認識も必要となろう。簡単な解決方法などは無く、インターネットというツールとの共存については、日々現実の理解と対応についての検討が必要になってくる。問題点は非常に複雑多岐に及んでおり、国、地方、担当部署関係なく行政全般において、それぞれの立場から指導指針を策定するべきではないのか、期待するところである。

5　いじめアンケートの改善経緯の報告等

呉市のいじめアンケートについては、本件が発生した令和４年の翌年となる令和５年９月に教育委員会が作成した再発防止策を受けて大幅改訂された。改

訂の概要は、「あなたが『いやだ』と感じたら『いじめ』です。」と大きな書体で明示され、イラストも加えられ、一見して法の趣旨が反映されたものである。

令和４年度においては、呉市のいじめの１，０００人あたりの認知件数が８．８件であると著しく少なかったものの、令和５年度は２５．８件と増加した。認知件数が増加した点のみをもって良いとは言えないものの、上記積極的認知及びいじめアンケートの書式改訂の結果である可能性もあり、今後の推移を見守りたい。

いじめのアンケートはもちろん万能ではないが、今後も、法の趣旨に沿ったいじめアンケートの書式改訂と同アンケートの取り方に対する工夫について、今後も継続した努力がなされることによって、いじめの早期発見が少しでも増えることを望むものである。

6　結語

当該生徒には、今回認定した「いじめ」の事実と経過があり、[redacted]「いじめ」の事実については中学校で相談していた記録があったが、相談することが問題解決に繋がることはなかった。その過程で、当該生徒の孤独感は高まり、自己肯定感を喪失し、インターネットにおける自死関連サイトに傾倒していったのではないかと思われる。

インターネットやＳＮＳの進化により、子どもの興味関心や友達関係を大人が把握することは難しくなっている。今回の事案でもその影響は大きく表れていた。

それでも、当該生徒に関わった大人に大切であったことは、当該生徒の相談内容に隠された気持ちに寄り添い、丁寧に対応する姿勢であったと思われる。

[redacted]

「いじめ」の該当性についての法に従った的確な判断、心の専門家であるスクールカウンセラー等との連携体制なども含まれている。

児童生徒が、一日の大半を過ごす学校で安心安全に過ごせるための体制について、改めて検討していただくことを望む。

おわりに

まず、当該生徒が安らかに眠られることを心よりお祈りいたします。「人生とは」という問いの答えを見つける前に、その機会を失ってしまいました。とても残念でなりません。

小学校高学年や中学生の時期は、「友達とは」「仲間とは」という、答えが分かるようでいて分かりにくい悩みをもつ時期です。日々変わり得る他者との関係を察知しようと気を張り、こっそりと答え合わせをしながら答えが周囲と一緒であることに安堵し、安定した関係を徐々に築いていきます。友達や仲間といった関係は、その人がその人なりに理解しているうえに刻々と変化するため、それを察知することは雲を掴むように難しいものですが、それを一層難しくさせるのがＳＮＳを介した関係であろうと思います。

そして、今大人の世代が子どもだった頃と今とでは、子どもが晒される情報の量や種類は大きく異なります。今子どもの育ちに関わる世代は、家庭生活や学校生活といった目に見える範囲の情報のみで子どもの状況を判断しがちですが、実際には、インターネットから得ている知識、ＳＮＳを介した関係という、目にすることが極めて困難な情報なくして今の子どもたちの状況を知ることはできません。そこにも、子どもたちの関係を掴む難しさが潜んでいます。

私たちはよく、困ったことがあったら相談しよう、協力しよう、と子どもに語りかけます。それは学校においても同じことが言えると思うのです。「チーム学校」という言葉が出て数年経過しています。学校での出来事であってもそこに至る経過のヒントは学校外にあることも多く、スクールカウンセラー等の専門家や家庭と協力することで得られる情報があるはずです。学校外の心理や福祉の専門家や他機関、家庭と協力することが、子どもたちの関係を掴み葛藤に寄り添い、そして解決に導くために重要ですが、そのためにはそれらの専門家や他機関、家庭が、学校に対し協力的であることも重要です。最大限に協力し合い、最大限の情報を得て、「いじめ」がなくなるよう、取り組んでいけたらと願います。